

第 75 回 税理士試験

〔 固定資産税 〕

解答速報

第 7 5 回 税 理 士 試 験 固 定 資 産 税

Z-75-K〔第一問〕解 答

問 1 -25点-

1. 制度の趣旨 [2]

市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2. 任 務 [4]

(1) 実地調査

市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。

(2) 土地又は家屋の評価

固定資産評価員は、実地調査の結果に基づいて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合には、土地又は家屋の区分に応じ、それぞれの年度において、当該土地又は家屋の基準年度の価格若しくは比準価格又は修正価格により当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

(3) 償却資産の評価

固定資産評価員は、実地調査の結果に基づいて当該市町村に所在する償却資産の評価をする場合には、当該償却資産に係る賦課期日における価格により、当該償却資産の評価をしなければならない。

(4) 評価調書の提出

固定資産評価員は、上記(2)及び(3)による評価をした場合には、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、評価調書を作成し、これを市町村長に提出しなければならない。

3 定 数 [2]

固定資産評価員の数は、評価の適正統一を期する上から一人とする。

4. 任 期 [2]

固定資産評価員の任期の定めはない。

5. 選任の手続 [4]

(1) 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

(2) 二以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議により協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については上記(1)の議会の同意を要しないものとする。

(3) 市町村は固定資産税を課される固定資産が少ない場合には、固定資産評価員を設置しないで、固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

6. 兼職が禁止されている職務 [5]

(1) 固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- ① 国会議員及び地方団体の議会の議員
- ② 農業委員会の農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）
- ③ 固定資産評価審査委員会の委員

(2) 固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは、当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の取締役等であることができない。

7. 欠格事項 4

次の(1)～(4)のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 上記(2)の者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから、2年を経過しない者
- (4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

8. 固定資産評価補助員の制度の趣旨 2

市町村長は、必要があると認める場合には、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる。

問2 -25点-

1. 意義

(1) 趣旨 2

免税点の制度は、零細な課税客体を排除することで、税負担を軽減し、徴税の合理化を図るために設けられたものである。

(2) 内容 3

市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合には、固定資産税を課することができない。

ただし、財政上その他特別の必要がある場合には、当該市町村の条例の定めるところにより、その額がそれぞれ30万円、20万円又は150万円に満たないときであっても、固定資産税を課することができる。

(3) 判定 2

- ① 課税標準の特例の適用を受けるものについては、その特例適用後の額により免税点の判定を行う。
- ② 土地で負担調整措置の適用があるものについては、現実の課税標準となるべき額により免税点の判定を行う。

(4) 都の特別区等の判定 1

都の特別区及び地方自治法に規定する指定都市の区の区域は、一の市の区域とみなし、これらの区の区域に所在する課税客体ごとに免税点の判定を行う。

(5) 共有に係る固定資産の判定 1

共有に係る固定資産については、それぞれの共有者が他に固定資産を所有している場合であっても、その資産とは別個に、共有されている固定資産を別の人格が所有しているものとして免税点の判定を行う。

2. 事例

(1) 事例(1) 8

免税点は市町村ごとの判定が行われるため、X市所在分とY市所在分は別々に判定が行われる。

① X市所在分

土地と家屋は別々に判定が行われるが、土地Aは課税標準額が100万円であり30万円以上、家屋Bは課税標準額が300万円であり20万円以上であるため、ともに免税点の適用はない。

② Y市所在分

土地Dは甲及び乙の共有名義であることから、土地Cと土地Dは別々に判定が行われる。

結果、土地Cは課税標準額が15万円であり30万円未満であることから免税点が適用され、土地Dは課税標準額が150万円であり30万円以上であることから免税点の適用はない。

(2) 事例(2) 8

Z市は政令指定都市であることから、免税点は区ごとの判定が行われるため、a区所在分とb区所在分は別々に判定が行われる。

① a区所在分

土地と家屋は別々に判定が行われるが、土地Eは課税標準額が20万円であり30万円未満、家屋Fは課税標準額が10万円であり20万円未満であるため、ともに免税点が適用される。

② b区所在分

土地と家屋は別々に判定が行われるが、土地Gは課税標準額が350万円であり30万円以上、家屋Hは課税標準額が700万円であり20万円以上であるため、ともに免税点の適用はない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z-75-K〔第二問〕解 答

問1 -25点-

A	B	C	D	E	F
924,800円 ²	288,000円 ²	887,600円 ²	269,900円 ²	269,900円 ²	887,600円 ²

計算過程

I 土 地

1. 課税標準額

(1) 住宅用地の判定

- ① 一部居住用家屋
- ② 居住部分の割合

$$\frac{450\text{m}^2 + 150\text{m}^2 \times \frac{450\text{m}^2}{1,050\text{m}^2}}{1,200\text{m}^2} = \frac{514.28\text{m}^2}{1,200\text{m}^2} (0.42) \geq \frac{1}{4}$$

※ C及びFの専有部分の床面積

$$150\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times \frac{150\text{m}^2}{150\text{m}^2 \times 2} = 200\text{m}^2$$

∴ 住宅用地の特例がある。

(2) 住宅用地の面積

$$\textcircled{1} \quad 1,200\text{m}^2 \times 10 \geq 1,800\text{m}^2 \quad \therefore 1,800\text{m}^2$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{1}{4} \leq 0.42 < \frac{1}{2} \quad \therefore 0.5$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} \times \textcircled{2} = 900\text{m}^2$$

(3) 小規模住宅用地の面積

$$\textcircled{1} \quad 900\text{m}^2 > 200\text{m}^2$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{900\text{m}^2}{4} > 200\text{m}^2$$

$$\textcircled{3} \quad 200\text{m}^2 \times 4 = 800\text{m}^2$$

(4) 各用途

$$\textcircled{1} \quad \text{小規模住宅用地} \quad 800\text{m}^2$$

$$\textcircled{2} \quad \text{一般住宅用地} \quad 900\text{m}^2 - 800\text{m}^2 = 100\text{m}^2$$

$$\textcircled{3} \quad \text{非住宅用地} \quad 1,800\text{m}^2 - 900\text{m}^2 = 900\text{m}^2$$

(5) 小規模住宅用地 1

① 本来の税額

$$360,000,000\text{円} \times \frac{800\text{m}^2}{1,800\text{m}^2} \times \frac{1}{6} = 26,666,666\text{円}$$

$$26,666,666\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 373,333\text{円}$$

② 宅地等調整固定資産税額

(イ) 原 則

㊦ 令和6年度課税標準額

$$370,000,000\text{円} \times \frac{800\text{m}^2}{1,800\text{m}^2} \times \frac{360\text{億円}}{2,200\text{億円}} = 26,909,090\text{円}$$

$$\textcircled{㊦} \quad 26,909,090\text{円} + 26,666,666\text{円} \times \frac{5}{100} = 28,242,423\text{円}$$

$$28,242,423\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 395,393\text{円} \geq 373,333\text{円} \quad \therefore 26,666,666\text{円}$$

(6) 一般住宅用地 1

① 本来の税額

$$360,000,000\text{円} \times \frac{100\text{ m}^2}{1,800\text{ m}^2} \times \frac{1}{3} = 6,666,666\text{円}$$

$$6,666,666\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 93,333\text{円}$$

② 宅地等調整固定資産税額

(イ) 原則

㊴ 令和6年度課税標準額

$$370,000,000\text{円} \times \frac{100\text{ m}^2}{1,800\text{ m}^2} \times \frac{120\text{ 億円}}{410\text{ 億円}} = 6,016,260\text{円}$$

$$\textcircled{㊵} \quad 6,016,260\text{円} + 6,666,666\text{円} \times \frac{5}{100} = 6,349,593\text{円}$$

$$6,349,593\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 88,894\text{円} < 93,333\text{円} \quad \therefore \text{下限の判定}$$

(ロ) 下限

$$6,666,666\text{円} \times \frac{2}{10} = 1,333,333\text{円}$$

$$1,333,333\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 18,666\text{円}$$

$$(ハ) \quad 18,666\text{円} \leq 88,894\text{円} \quad \therefore \quad 6,349,593\text{円}$$

(7) 非住宅用地 1

① 負担水準及び判定

(イ) 令和6年度課税標準額

$$234,000,000\text{円} \times \frac{900\text{ m}^2}{1,800\text{ m}^2} = 117,000,000\text{円}$$

$$(ロ) \quad \frac{117,000,000\text{円}}{360,000,000\text{円} \times \frac{900\text{ m}^2}{1,800\text{ m}^2}} = 0.65 \quad 0.6 \leq 0.65 \leq 0.7$$

$\therefore$ 商業地等据置固定資産税額
(=180,000,000円)

② 商業地等据置固定資産税額

$$117,000,000\text{円}$$

$$(8) \quad 26,666,666\text{円} + 6,349,593\text{円} + 117,000,000\text{円} = 150,016,259\text{円} \geq 300,000\text{円} \rightarrow 150,016,000\text{円} \quad (\text{千円未満切捨})$$

2. 税額按分の判定

- (1) 当該土地は、区分所有者全員によって共有されている。
 (2) 土地の持分割合は、共用部分に係る持分割合と一致している。
 $\therefore$ 税額の按分を行う。

3. 全体税額

$$150,016,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 2,100,224\text{円}$$

4. 按分税額

(1) 居住用専有部分 2

① 判定

$$1,800\text{ m}^2 \times \frac{450\text{ m}^2}{1,050\text{ m}^2} = 771.42\text{ m}^2 \leq 800\text{ m}^2$$

② 補正率

$$\frac{1}{150,016,000\text{円}} \times \frac{26,666,666\text{円} \times 1,800\text{ m}^2}{800\text{ m}^2} = \frac{119,999,997}{300,032,000}$$

③ 按分税額

$$B \cdot D \cdot E \quad 2,100,224\text{円} \times \frac{150\text{ m}^2}{1,050\text{ m}^2} \times \frac{119,999,997}{300,032,000} = 119,999\text{円}$$

(2) 居住用専有部分以外 1

① 補正率

$$\frac{2,100,224\text{円} - (119,999\text{円} \times 3)}{2,100,224\text{円} \times \frac{600\text{m}^2}{1,050\text{m}^2}} = \frac{1,740,227}{1,200,128}$$

② 按分税額

$$A \cdot C \cdot F \quad 2,100,224\text{円} \times \frac{200\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} \times \frac{1,740,227}{1,200,128} = 580,075\text{円}$$

II 家屋

1. 課税標準額

$$120,000,000\text{円} \geq 200,000\text{円} \quad (\text{千円未満切捨})$$

2. 全体税額

$$120,000,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 1,680,000\text{円}$$

3. 按分税額

(1) A・B 2

① 補正率

$$5.5\text{m} - 3.8\text{m} = 1.7\text{m} \rightarrow 1.0\text{m} \quad 1.0\text{m} \times 0.1 = 0.1$$

$$1 + \frac{120,000,000\text{円} - 15,000,000\text{円} - 12,000,000\text{円}}{120,000,000\text{円}} \left(\frac{31}{40} \right) \times 0.1 = \frac{431}{400}$$

② 按分税額

$$\begin{array}{l} A \\ B \end{array} \quad 1,680,000\text{円} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{200\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} \\ \frac{150\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} \end{array} \right\} \times \frac{431}{400} = \begin{array}{l} 344,800\text{円} \\ 258,600\text{円} \end{array}$$

(2) C・D・E・F 2

① 補正率

$$3.0\text{m} - 3.8\text{m} = \triangle 0.8\text{m} < 1\text{m} \quad \therefore \text{補正率はない}$$

② 按分税額

$$\begin{array}{l} C \cdot F \\ D \cdot E \end{array} \quad (1,680,000\text{円} - 344,800\text{円} - 258,600\text{円}) \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{200\text{m}^2}{700\text{m}^2} = 307,600\text{円} \\ \frac{150\text{m}^2}{700\text{m}^2} = 230,700\text{円} \end{array} \right.$$

4. 新築住宅の減額 3

(1) 要件の判定

① 新築時期

$$\text{昭和39年1月2日} \sim \text{令和6年7月} \sim \text{令和8年3月31日} \quad \therefore \text{適}$$

② 居住部分の割合

$$B \cdot D \cdot E \quad \frac{171.42\text{m}^2}{150\text{m}^2 + 150\text{m}^2 \times \frac{150\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} (171.42\text{m}^2)} \geq \frac{1}{2}$$

$$\therefore B \cdot D \cdot E \text{が適}$$

③ 床面積

$$\textcircled{B} \quad 40\text{m}^2 \leq 171.42\text{m}^2 \leq 280\text{m}^2$$

$$D_1 \quad 50\text{m}^2 > 40\text{m}^2 + 150\text{m}^2 \times \frac{40\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} (45.71\text{m}^2)$$

$$\textcircled{D_2} \quad 40\text{m}^2 \leq 110\text{m}^2 + 150\text{m}^2 \times \frac{110\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} (125.71\text{m}^2) \leq 280\text{m}^2$$

$$\textcircled{E} \quad 50\text{m}^2 \leq 171.42\text{m}^2 \leq 280\text{m}^2$$

$$\therefore B \cdot D_2 \cdot E \text{が適}$$

∴ B・D・Eについて減額の適用がある。

(2) 減額すべき額

$$B \quad 258,600\text{円} \times \frac{120\text{m}^2}{171.42\text{m}^2} \times \frac{1}{2} = 90,514\text{円}$$

$$* \quad 171.42\text{m}^2 > 120\text{m}^2 \quad \therefore \quad 120\text{m}^2$$

$$D \quad 230,700\text{円} \times \frac{120\text{m}^2}{171.42\text{m}^2} \times \frac{1}{2} = 80,749\text{円}$$

$$* \quad 125.71\text{m}^2 > 120\text{m}^2 \quad \therefore \quad 120\text{m}^2$$

$$E \quad 230,700\text{円} \times \frac{120\text{m}^2}{171.42\text{m}^2} \times \frac{1}{2} = 80,749\text{円}$$

$$* \quad 171.42\text{m}^2 > 120\text{m}^2 \quad \therefore \quad 120\text{m}^2$$

Ⅲ 固定資産税額（百円未満切捨）

$$A \quad 580,075\text{円} + 344,800\text{円} = 924,875\text{円} \rightarrow 924,800\text{円}$$

$$B \quad 119,999\text{円} + 258,600\text{円} - 90,514\text{円} = 288,085\text{円} \rightarrow 288,000\text{円}$$

$$C \cdot F \quad 580,075\text{円} + 307,600\text{円} = 887,675\text{円} \rightarrow 887,600\text{円}$$

$$D \cdot E \quad 119,999\text{円} + 230,700\text{円} - 80,749\text{円} = 269,950\text{円} \rightarrow 269,900\text{円}$$

問2 -25点-

W市	X市	Y市	Z市
14,211,300 円 3	9,405,900 円 3	4,610,000 円 3	27,861,300 円 3

計算過程

I 各市町村の課税標準額

1. 航空機甲

(1) 価 格 1

$$3,000,000,000\text{円} \times \left(1 - \frac{0.206}{2}\right) = 2,691,000,000\text{円}$$

(2) 課税標準の特例 1

$$2,691,000,000\text{円} \times \frac{1}{5} = 538,200,000\text{円}$$

(3) 各空港の配分価格 1

① 均分割

$$538,200,000\text{円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 89,700,000\text{円}$$

② 寄航回数割

$$\begin{array}{l} \text{a 空港} \quad \frac{30\text{回}}{30\text{回} + 35\text{回} + 25\text{回} (=90\text{回})} = 89,700,000\text{円} \\ \text{b 空港} \quad 538,200,000\text{円} \times \frac{1}{2} \times \frac{35\text{回}}{90\text{回}} = 104,650,000\text{円} \\ \text{d 空港} \quad \frac{25\text{回}}{90\text{回}} = 74,750,000\text{円} \end{array}$$

③ 計

$$\text{a 空港} \quad 89,700,000\text{円} + 89,700,000\text{円} = 179,400,000\text{円}$$

$$\text{b 空港} \quad 89,700,000\text{円} + 104,650,000\text{円} = 194,350,000\text{円}$$

$$\text{d 空港} \quad 89,700,000\text{円} + 74,750,000\text{円} = 164,450,000\text{円}$$

(4) 各市町村の配分価格 2

① 飛行場の面積割

$$\begin{array}{l} \text{W市} \quad 179,400,000\text{円} \times \frac{2}{3} \times \frac{450,000\text{m}^2}{450,000\text{m}^2 + 300,000\text{m}^2 (=750,000\text{m}^2)} = 71,760,000\text{円} \\ \text{Y市} \quad \frac{300,000\text{m}^2}{750,000\text{m}^2} = 47,840,000\text{円} \end{array}$$

② 滑走路等の面積割

$$\begin{array}{l} \text{W市} \\ \text{Y市} \end{array} \quad 179,400,000\text{円} \times \frac{1}{3} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{250,000 \text{ m}^2}{250,000 \text{ m}^2 + 150,000 \text{ m}^2 (=400,000 \text{ m}^2)} = 37,375,000\text{円} \\ \frac{150,000 \text{ m}^2}{400,000 \text{ m}^2} = 22,425,000\text{円} \end{array} \right.$$

③ 計

$$\text{W市} \quad 71,760,000\text{円} + 37,375,000\text{円} = 109,135,000\text{円}$$

$$\text{Y市} \quad 47,840,000\text{円} + 22,425,000\text{円} = 70,265,000\text{円}$$

2. 航空機乙

(1) 価 格 1

① 令和5年度

$$600,000,000\text{円} \times \left(1 - \frac{0.250}{2}\right) = 525,000,000\text{円}$$

② 令和6年度

$$525,000,000\text{円} \times (1 - 0.250) = 393,750,000\text{円}$$

③ 令和7年度

$$393,750,000\text{円} \times (1 - 0.250) = 295,312,500\text{円}$$

(2) 課税標準の特例 1

$$295,312,500\text{円} \times \frac{2}{5} = 118,125,000\text{円}$$

(3) 各空港の配分価格 1

① 均分割

$$118,125,000\text{円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 19,687,500\text{円}$$

② 寄航回数割

$$\begin{array}{l} \text{a 空港} \\ \text{c 空港} \\ \text{d 空港} \end{array} \quad 118,125,000\text{円} \times \frac{1}{2} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{20 \text{ 回}}{20 \text{ 回} + 35 \text{ 回} + 25 \text{ 回} (=80 \text{ 回})} = 14,765,625\text{円} \\ \frac{35 \text{ 回}}{80 \text{ 回}} = 25,839,843\text{円} \\ \frac{25 \text{ 回}}{80 \text{ 回}} = 18,457,031\text{円} \end{array} \right.$$

③ 計

$$\text{a 空港} \quad 19,687,500\text{円} + 14,765,625\text{円} = 34,453,125\text{円}$$

$$\text{c 空港} \quad 19,687,500\text{円} + 25,839,843\text{円} = 45,527,343\text{円}$$

$$\text{d 空港} \quad 19,687,500\text{円} + 18,457,031\text{円} = 38,144,531\text{円}$$

(4) 各市町村の配分価格 2

① 飛行場の面積割

$$\begin{array}{l} \text{W市} \\ \text{Y市} \end{array} \quad 34,453,125\text{円} \times \frac{2}{3} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{450,000 \text{ m}^2}{450,000 \text{ m}^2 + 300,000 \text{ m}^2 (=750,000 \text{ m}^2)} = 13,781,250\text{円} \\ \frac{300,000 \text{ m}^2}{750,000 \text{ m}^2} = 9,187,500\text{円} \end{array} \right.$$

② 滑走路等の面積割

$$\begin{array}{l} \text{W市} \\ \text{Y市} \end{array} \quad 34,453,125\text{円} \times \frac{1}{3} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{250,000 \text{ m}^2}{250,000 \text{ m}^2 + 150,000 \text{ m}^2 (=400,000 \text{ m}^2)} = 7,177,734\text{円} \\ \frac{150,000 \text{ m}^2}{400,000 \text{ m}^2} = 4,306,640\text{円} \end{array} \right.$$

③ 計

$$\text{W市} \quad 13,781,250\text{円} + 7,177,734\text{円} = 20,958,984\text{円}$$

$$\text{Y市} \quad 9,187,500\text{円} + 4,306,640\text{円} = 13,494,140\text{円}$$

3. 鉄道丙 1

$$\begin{array}{l}
 \text{W市} \\
 \text{X市} \\
 \text{Y市} \\
 \text{Z市}
 \end{array}
 \left\{ \begin{array}{l}
 \frac{40 \text{ km}}{40 \text{ km} + 20 \text{ km} + 10 \text{ km} + 80 \text{ km} (=150 \text{ km})} = 800,000,000 \text{円} \\
 \frac{20 \text{ km}}{150 \text{ km}} = 400,000,000 \text{円} \\
 \frac{10 \text{ km}}{150 \text{ km}} = 200,000,000 \text{円} \\
 \frac{80 \text{ km}}{150 \text{ km}} = 1,600,000,000 \text{円}
 \end{array} \right.$$

4. 車両丁 2

(1) 単線換算キロ数割

$$\begin{array}{l}
 \text{W市} \\
 \text{X市} \\
 \text{Z市}
 \end{array}
 \left\{ \begin{array}{l}
 \frac{40 \text{ km}}{40 \text{ km} + 20 \text{ km} + 80 \text{ km} (=140 \text{ km})} = 50,000,000 \text{円} \\
 350,000,000 \text{円} \times \frac{1}{2} \times \frac{20 \text{ km}}{140 \text{ km}} = 25,000,000 \text{円} \\
 \frac{80 \text{ km}}{140 \text{ km}} = 100,000,000 \text{円}
 \end{array} \right.$$

(2) 走行キロ数割

$$\begin{array}{l}
 \text{W市} \\
 \text{X市} \\
 \text{Z市}
 \end{array}
 \left\{ \begin{array}{l}
 \frac{400 \text{ km}}{400 \text{ km} + 600 \text{ km} + 1,000 \text{ km} (=2,000 \text{ km})} = 35,000,000 \text{円} \\
 350,000,000 \text{円} \times \frac{1}{2} \times \frac{600 \text{ km}}{2,000 \text{ km}} = 52,500,000 \text{円} \\
 \frac{1,000 \text{ km}}{2,000 \text{ km}} = 87,500,000 \text{円}
 \end{array} \right.$$

(3) 計

$$\begin{array}{l}
 \text{W市} \quad 50,000,000 \text{円} + 35,000,000 \text{円} = 85,000,000 \text{円} \\
 \text{X市} \quad 25,000,000 \text{円} + 52,500,000 \text{円} = 77,500,000 \text{円} \\
 \text{Z市} \quad 100,000,000 \text{円} + 87,500,000 \text{円} = 187,500,000 \text{円}
 \end{array}$$

5. 課税標準額 (千円未満切捨)

$$\begin{array}{l}
 \text{W市} \quad 109,135,000 \text{円} + 20,958,984 \text{円} + 800,000,000 \text{円} + 85,000,000 \text{円} = 1,015,093,984 \text{円} \\
 \hspace{15em} \geq 1,500,000 \text{円} \rightarrow 1,015,093,000 \text{円} \\
 \text{X市} \quad 194,350,000 \text{円} + 400,000,000 \text{円} + 77,500,000 \text{円} = 671,850,000 \text{円} \geq 1,500,000 \text{円} \\
 \text{Y市} \quad 70,265,000 \text{円} + 45,527,343 \text{円} + 13,494,140 \text{円} + 200,000,000 \text{円} = 329,286,483 \text{円} \\
 \hspace{15em} \geq 1,500,000 \text{円} \rightarrow 329,286,000 \text{円} \\
 \text{Z市} \quad 164,450,000 \text{円} + 38,144,531 \text{円} + 1,600,000,000 \text{円} + 187,500,000 \text{円} = 1,990,094,531 \text{円} \\
 \hspace{15em} \geq 1,500,000 \text{円} \rightarrow 1,990,094,000 \text{円}
 \end{array}$$

II 固定資産税額 (百円未満切捨)

$$\begin{array}{l}
 \text{W市} \quad 1,015,093,000 \text{円} \times \frac{1.4}{100} = 14,211,302 \text{円} \rightarrow 14,211,300 \text{円} \\
 \text{X市} \quad 671,850,000 \text{円} \times \frac{1.4}{100} = 9,405,900 \text{円} \\
 \text{Y市} \quad 329,286,000 \text{円} \times \frac{1.4}{100} = 4,610,004 \text{円} \rightarrow 4,610,000 \text{円} \\
 \text{Z市} \quad 1,990,094,000 \text{円} \times \frac{1.4}{100} = 27,861,316 \text{円} \rightarrow 27,861,300 \text{円}
 \end{array}$$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

本年度の本試験は計算のボリュームが多い問題であったため、理論をどこまで解答することが出来たかがポイントとなると考えられる。

●合格ライン

〔第一問〕

問1、問2ともに解答内容に迷う部分があり、また、解答時間も短い、比較的平易な問題であったため、合格ラインに入るためには、少なくとも7割程度は必要になると考えられる。

〔第二問〕

問1はボリュームは多いが、比較的平易な問題であったため、すべての最終値を合わせるが必要になると考えられる。

一方、問2は航空機乙の課税標準の特例のミスや集計ミスが考えられるため、最終値の間違いが部分的であれば理論での挽回があると考えられる。

合格ラインに入るためには、計算で最終値をすべて合わせている場合には理論で7割程度、計算の問2でミスがある場合には理論でその分の穴埋めが必要となり、合計で90点が合格確実ライン、85点程度がボーダーラインになると予想される。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
85 点以上	—	次の科目に進みましょう。
65 点～84 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
64 点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/16 (土) 10:00 ~ 11:00	8/19 (火) 19:30 ~ 20:30	8/22 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/18 (月) 19:30 ~ 20:30	8/24 (日) 10:00 ~ 11:00	8/21 (木) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	秋山 和人 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定: 8/8 (金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を斬る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2025年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/14 (木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/11(月祝)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和7年度(第75回)税理士試験 受験番号をご報告いただいた方に 下記の特典をプレゼント!

■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

■令和7年度(第75回)税理士試験
「本試験分析会動画」

(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

■合格者の攻略法を知る!
「科目別合格体験記」

合格を勝ち取った方々の科目別の学習法や攻略法を公開します。
今後の科目選択や学習にお役立てください。



受験番号の
報告はこちら



8/15(金)
より
公開予定

さらに

受験番号報告をいただいた方の中から

抽選で**500名**に「**選べるe-GIFT 5,000円分**」をプレゼント

※報告特典対象者への「選べるe-GIFT」のご案内は、受験番号報告時に入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします(2025年10月下旬送信予定)。